

## パブリック・コメントで提出されたご意見に対する対応（案）

## 第4次かがわ男女共同参画プラン

## 重点目標1 男女共同参画の視点に多々意識の改革、社会制度・慣行の見直し

素案	意見	県の考え方
<b>『施策の方向』【P19】</b> (3)メディア等における男女共同参画の視点での表現	・(3)メディア等における男女共同参画の視点での表現について、「多様性のある社会」とは特定の体型の者を排除したり、優遇することではない。イラストやマスコットキャラなどにおける体型等に関する禁止・制限を全面廃止してほしい。	メディアにおける男女共同参画の視点での表現が適切に行われるよう、引き続き働きかけてまいります。

## 重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

素案	意見	県の考え方
<b>『施策の方向』【P22】</b> (2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	・「ネット等を基盤としたコミュニティの推奨」についても入れるべきである。	御指摘のとおり、地域より広い範囲での活動の場づくりも必要と考えますが、ここでは、小学校区や市町を単位として、地域ボランティア活動や異世代間交流、郷土の歴史や文化を学ぶ体験活動等の場づくりに努め、青少年の社会参加活動を促進し、教育・学習機会の充実を図ることとしています。

## 重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

素案	意見	県の考え方と計画案
<b>『県民に期待すること』【P27】</b> ・女性自身が、あらゆる分野の活動において意思決定過程へ積極的に参画していく。	・『県民に期待すること』の記載について、「県民」に期待することとしつつも「女性自身」に向けて求められている内容でしかない。女性が活躍したいと思っても、それを阻むものがあると思われるので、書き方を検討してほしい。	御意見を踏まえ、「県民に期待すること」を次のとおり修正するとともに、「事業者に期待すること」に、次のとおり追記しました。  <b>『県民に期待すること』</b> ・女性が、あらゆる分野の活動において意思決定過程へ積極的に参画できるように、男女共同参画にかかる意識を高める。

『事業者に期待すること』【P27】		『事業者に期待すること』 ・女性が積極的に研修等に参加できるよう環境づくりに努める。
-------------------	--	---

重点目標5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現

素案	意見	県の考え方と計画案
<p>『施策の方向』【P30】 (3)地域における子育てや介護支援の充実</p> <p>『施策』【P30】 社会全体での子育て支援のネットワークの充実 ○子育て支援に関する情報提供</p>	<p>・子育て支援ネットワーク等の記載が多く見られるが、子どもが生まれてからの支援だけではなく、「妊娠期からの支援」についても記載したほうがいいと思う。</p>	<p>第2期香川県健やか子ども支援計画でも「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる『子育て県かがわ』の実現が重要であり、妊娠・出産を経て、子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進していく必要があります。」と記載していることから、御意見を踏まえ、本プランにも次のおり「妊娠期からの支援」を追記しました。</p> <p>『施策の方向』 (3)地域における子育てや介護支援の充実 <u>① 妊娠や子育て期の不安や心の悩みに対し早期に支援を行えるよう、妊娠期から産後における心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。</u></p> <p>『施策』 社会全体での子育て支援のネットワークの充実 ○<u>妊娠や子育て支援に関する情報提供</u></p>

## 重点目標 6 働く場における女性の活躍推進

素案	意見	県の考え方と計画案
<p>『県民に期待すること』【P35】</p> <p>・働く女性の活躍推進に対する理解を深める。</p>	<p>・『県民に期待すること』の記載について、具体的にイメージしにくいので、書き方を検討してほしい。</p>	<p>県の考え方を踏まえ、次のとおり変更しました。</p> <p>『県民に期待すること』</p> <p>・<u>女性がみずから望む働き方が実現できるよう、社会全体で働く女性の活躍推進に対する理解を深める。</u></p>

## 重点目標 11 女性へのあらゆる暴力の根絶

素案	意見	県の考え方と計画案
<p>『現状と課題』【P44】</p> <p>女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と、被害からの心身の回復のための取組みや自立に向けた支援等を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。</p>	<p>・社会の大きなインパクトであった新型コロナウイルスについて、記載はしないのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響については、「重点目標 5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現」「重点目標 8 地域における男女共同参画の推進」「重点目標 12 生涯を通じた健康支援」「重点目標 13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備」において記載しており、引き続き、きめ細やかな支援や取組みを進めることとしています。</p> <p>なお、国の女性活躍にかかる重点方針を勘案し、「重点目標 11 女性へのあらゆる暴力の根絶」の「現状と課題」に次のとおりその影響について追記しました。</p> <p>『現状と課題』</p> <p>女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と、被害からの心身の回復のための取組みや自立に向けた支援等を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題であり、<u>新型コロナウイルス</u></p>

		<u>ルス感染症の拡大により配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。</u>
【P44～P49】	・女性だけでなく男性に対する暴力も対策すべきである。	具体的な支援等については、男性に対する暴力も取り組むこととしています。